

令和7年6月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

- 議案第63号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する
条例制定の件 2頁 (議案書28頁)
【介護保険課】
- 議案第65号 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する
条例の一部を改正する条例制定の件 3頁 (議案書31頁)
【衛生課】
- 議案第56号 令和7年度福島市一般会計補正予算(第1号) 4頁 (議案書 5頁)
【生活福祉課】
- 報告第 5号 福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件 議案書38頁
【生活福祉課】

健 康 福 祉 部

令和7年6月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第63号

(介護保険課)

1 条例名	東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免について、国の財政支援措置に準拠し、減免期間の取扱いにかかる改正を行う。
3 一部改正の概要	<p><減免の対象範囲></p> <p>(1) 帰還困難区域と上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者 ⇒令和7年度相当分の保険料額（全額減免） ※平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く</p> <p>(2) 令和7年3月31日に帰還困難区域の指定が解除された区域（飯舘村・葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者 ⇒令和7年4～9月分の保険料額（月割減免）</p> <p>(3) (1)(2)に該当する区域の者で、令和6年度末に介護保険に加入した被保険者 ⇒納期限が令和7年4月以後となる令和6年度相当分の保険料額（全額減免）</p>
4 条例改正による市民への影響	令和7年度の介護保険料の減免措置対象予定97名（令和7年4月1日現在）
5 条例の施行予定日	公布の日から施行
6 経過及び今後のスケジュール	<p>平成23年4月26日 条例制定 ↓ （国の方針に準拠し、介護保険料の減免措置を継続）</p> <p>令和7年2月28日 令和7年度介護保険料の減免措置に係る国の方針に関する通知 3月31日 令和7年度介護保険料の減免措置に係る国の方針に関する通知(一部改正) 6月 条例議会提案 本条例改正 7月 令和7年度介護保険料を賦課し、対象者に対し減免措置適用</p>

令和7年6月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第65号

(衛生課)

1 条例名	福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例						
2 一部改正の趣旨	本条例で引用している「建設業法施行令」において、条ずれ（「第34条」⇒「第37条」）が生じたことに伴い、所要の改正を行う。						
3 一部改正の概要	<p>本条例では、福島市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格基準を定めており、「建設業法施行令第37条（現第34条）第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者」が、要件の一部として規定されている。</p> <table border="1" data-bbox="674 754 1977 1082"> <tr> <td data-bbox="674 754 1977 794">本条例に定める資格基準／改正箇所（建設業法施行令第37条に係る部分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 794 1977 834">（水道技術管理者の資格）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 834 1977 911">第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 911 1977 951">(1)～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 951 1977 1027">(8) <u>建設業法施行令第34条第37条</u>第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 1027 1977 1082">2 (略)</td> </tr> </table>	本条例に定める資格基準／改正箇所（建設業法施行令第37条に係る部分）	（水道技術管理者の資格）	第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	(1)～(7) (略)	(8) <u>建設業法施行令第34条第37条</u> 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	2 (略)
本条例に定める資格基準／改正箇所（建設業法施行令第37条に係る部分）							
（水道技術管理者の資格）							
第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。							
(1)～(7) (略)							
(8) <u>建設業法施行令第34条第37条</u> 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者							
2 (略)							
4 条例改正による市民への影響	なし						
5 条例の施行予定日	公布の日から施行						
6 経過及び今後のスケジュール	建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年12月13日施行） ※公布：令和6年12月11日						

令和7年6月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第56号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第1号）

生活福祉課
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
7~8	3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護 総務費	生活保護基幹 システム改修 事業費	4,200	2,100	-	-	2,100	○生活保護基幹システム改修事業費 令和7年10月以降の生活保護基準の改定、 及び国が全国の福祉事務所を対象に月次・ 年次で実施している被保護者調査の調査項 目変更に対応するための補正 【国庫補助率】 1/2